# (様式2)

# 管外調查、研修、要請陳情、各種会議結果(報告)

舞鶴市議会議長 上羽 和幸 様

令和元年11月15日

会派代表者氏名 松田 弘幸

このたび、調査、研修、要請陳情、各種会議をしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 参加者氏名 松田弘幸、上羽和幸、小谷繁雄、杉島久敏
- 2 調査・研修地 埼玉県飯能市、静岡県焼津市、愛知県知多市
- 3 期 間 令和元年11月6日 ~ 11月8日
- 4 経 費 ¥197,250
- 5 結果の概要

調査、研修、要請陳情、各種会議先内容 … 別紙にて次の事項を記載

- ア 事業目的、事業の概要、経費・財源、効果など
- イ 研修、要請陳情、各種会議内容
- ウ 所感

# 埼玉県飯能市

○視察先:埼玉県飯能市役所

○視察先所在地:〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳 1-1

Tel 042-973-2686

○視察目的·内容

# 【目的】

聴覚障害者支援事業について

#### 【調査項目】

タブレット端末導入とその利用効果

#### 【実績と成果】

聴覚や言語等の障害のある方に、より円滑な行政サービスの提供を可能にするため、平成29年7月3日から聴覚障害者支援事業を開始されている。

市庁舎の窓口支援として、「遠隔手話通訳」「筆談」「音声認識」「電話代理支援」の4業務を行っているのは飯能市が全国初ということである。

専用のタブレット端末を導入することによって、コミュニケーション手段の円滑化が図れていることは革新的である。タブレット端末は、障害者福祉課、市民課、総合福祉センターに配置されており、母子保健や訪問支援にも活用されており、機能としては、音声認識で対応職員の言葉を文字に変換して相談者に伝えることにより、目で確認することや、画面上において手書きの筆談が可能となっていることから、業務時間の短縮化が図れ、また、100カ国語以上の多言語翻訳に対応していることから、通訳者を必要としない点など外国人対応もできている。

「電話代理支援」においては、聴覚・言語等障害者本人のスマートフォンやパソコンのテレビ電話機能を使用し、手話通訳コールセンターに連絡すると手話通訳者が代理で市や市の施設に要件を伝えることが可能となっている。

#### 【主な質疑】

質問:事業開始の経緯は。

回答:飯能市には手話通訳者の配置はない。今後、手話通訳者の養成を続け、配置を目指すことに変わりはない。事業開始については、「障害者差別解消法」の合理的配慮の観点により、課題解決を図るため、平成29年度から導入を実施した。

質問:委託事業者はどこか。また、選定にあたっての業者数は何社あったのか。

回答:厚生労働省や都庁、民間航空会社等の委託を受けている事業者を調査し、受注実績があり、通訳コールセンターを保有している株式会社プラスヴォイス(本社:宮城県仙台市)とサービス全般を一括で委託契約した。当時、実績のある業者がなかったことから1社のみを選定し、「聴覚障害の会」会長等と会談するなど当事者の意見を尊重し、決定に至った。

質問:事業費はどの程度か。

回答:令和元年度の予算総額は、約500万円。内訳は委託料が約460万円、タブレット端末購入・通信費(3台分)が約40万円となっている。

質問:飯能市の聴覚障害者、対象者は何名か。その中で日常手話を使用する方は何名か。 回答:聴覚障害で手帳を持つ方が約160名、音声言語咀嚼機能障害の方が約40名。その中

で日常手話を使用する方は、30名程度と捉えている。

質問:運用開始後の利用者実績は。

回答: 平成31年3月現在で、遠隔手話40件、筆談56件、音声認識57件、代理電話33件 となっている。

質問:支援の時間帯は。

回答:基本的には開庁の時間帯となるが、代理支援の対応は緊急時 08:00~21:00 までの間、 365 日対応となっている。時間の延長要望もあるが、現在は対応できていないが、警察・消防に関してはファックスに登録しておくことで連絡できるようになっている。

質問:聴覚障害者の方が議会を傍聴される際の支援についての対応はどのようにされているのか。

回答:傍聴に関しては、希望があった場合にのみ、手話通訳者の配置をしている。

## 【 所 感】

タブレットの導入に関しては、利用者の声を聴く限り、手続きがスムーズに行え、時間短縮につながっていることなどから有効であると判断できる。

本市においても、聴覚障害のある方すべてが手話をできるわけではないことなどを考えると、コミュニケーション手段として導入を考慮するべきではないだろうか。利用法としては、モニター



などにテロップで発言内容を流すことにより、議会や各種会議の傍聴にも利用できるものと思われる。また、持ち運びができることから、市庁舎内の特定の窓口に配置しておけば、必

要な場所に移動することも可能であることから、使用範囲は広範囲が予想される。今後の活用方法やさまざまな可能性に注目していきたい事業であるとともに、「情報の保障」が必要であることを痛感させられるものであった。

# 静岡県焼津市

○視察先:静岡県焼津市 消防防災センター

○視察先所在地: 〒425-0041 静岡県焼津市石津 728-2

Tel 045-623-2554

○視察目的·内容

### 【 目 的 】

防災航空隊について



# 【調査項目】

ドローンを活用した防災対策について

### 【実績と成果】

「災害対策本部機能の強化」「災害情報の見える化」を推進するため、上空からの確認によるアプローチを図る方法としてドローン導入に至った。

行政サイドにとっては、視覚的に災害状況を捉えることで、迅速な被害状況の把握、適切な応急対策の検討が速やかに行える。

住民サイドにとっては、情報の提供により危機意識の向上や具体的な避難行動に繋がるメリットがある。

防災校区空隊の編成に関して、複数のドローン操縦士の育成が求められることから、体制の充実を図っている。そのためドローン操縦士の講習会受講を促し、操縦技能の底上げを図ることを目的に国交省の制度に合わせ、講習団体の教育方針のもと講習を実施している。また、管理団体により講習団体の指導監督を行い、教材提供や定期的な監査を実施している。

飛行内容として、再芸現場の調査、被災状況の確認をはじめ、道路、河川の確認、鳥獣生息状況調査、プロモーション用動画撮影など用途は広い。

# 【主な質疑】

質問:事業に対する年間の予算はどの程度か。

回答:維持管理費用的なものとして、約55万程度。

質問:ドローン機体の選定基準は。

回答:ドローンの機体は中国産、世界シェアの7割を占めており、操作が簡単で、機体変

更による互換性があることから D.J.I. JAPAN㈱のものを選定。

質問:運用に関する課題は。

回答:操縦士の確立、育成時間の確保が困難である。従って、操縦士の不足となっている。

また、人事異動に伴って操縦士の移動もある。

また、最近では他部局からの依頼により、防災部局の負担が増加している。

その他、ドローン製品の開発スピードが早く、性能がアップするのはありがたいが、サイクルが2~3年程度であるため、定期的なアップデートが頻繁に必要となっている。特に、バッテリーに関しては、形状が異なることから、機体間での共用が不

可である点や、悪天候下での飛行は困難である。

質問:赤外線カメラを搭載しているということだが、夜間飛行は可能か。その際の操縦に

関しては。

回答:許可制(更新1年間)で申請しておけば夜間の飛行調査も可能である。

人の操縦によることも可能だが、目視によらない自動飛行もアプリにより可能とな

っている。車のような安全センサーが搭載されている。

質問:焼津市における消防業務は広域連合で行っているにも関わらず、ドローン運用に関

して広域で行ったいないのはなぜか。

回答:書面を通しての連携が十分ではない。ドローンの運用に関しては、市の業務であり、

映像を消防に提供している立場にあることから広域にはなっていない。

## 【 所 感】

最近、話題になることが多いドローンである。便利な使用方法がある反面、犯罪や事故に 運用される事例が多いのも確かである。

法律によるさまざまな制限や規約が十分でないところだが、使用目的が明確であれば運用に関して、さほど問題を伴うようなことはないものと思われる。

市での運用に関する現時点の問題は、操縦士の確保ということになってくるだろうか。どういった配置や立場の人物に対して教育し、操縦士の資格を与えるのか、必要な人数も含め、

関係部局との検討が必要とされるところではなかろうか。

災害などに関しては、人の立ち入ることのできない状況下や危険場所、高所における作業や状況確認においては優れた機能を発揮できる最新のツールと成り得る。また、市民に対して現場状況をリアルタイムの映像で提供できることは、情報収集として欠かせないものである。

今後、民間業者の参入により、ドローン調査を行う市場は拡大していくものと予想される。 台風や豪雨による土砂災害や水害による被害調査など、本市においても最近の災害発生を考慮すると、市のサポートも見定めながら、消防本部や防災課において、ドローンを保有し、さまざまな調査活動に運用できる可能性もあることから、メリットは十分にあると判断するものである。

# 愛知県知多市

○視察先:愛知県知多市役所

○視察先所在地:〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

Tel 0562-33-3151

○視察目的・内容

#### 【目的】

コミュニティ活性化事業について

### 【実績と成果】

自分たちの住む地域を自らの手で良くしていこうとする「地域課題解決型コミュニティ」 形成に向けた支援策として、「コミュニティ活性化委託事業」「人材育成事業」「自立支援事業」の3事業を実施している。

「コミュニティ活性化委託事業」の事業内容は多岐にわたり、継続性を持った活動を展開し、地域の活性化に寄与している。地域独自の事業を地域の創意工夫により実践。 平成19年からは、継続して年間2つの提案を事業化している。

「人材育成事業」に関しては、コミュニティ経験者が組織する研究会において、目指すべき方向性など各種テーマについて研究し、報告を行い、現役コミュニティ会員へと成果をフィードバック。各地域の情報交換を盛んに実施している。

「自立支援事業」では、多岐にわたる補助金制度を平成20年度に一元化し、地域の創意工夫により、自由に予算編成できるコミュニティ事業交付金制度としたことにより、地域の主体性や実情に合わせてコミュニティ活動を組立て、課題解決型コミュニティの形成を図っている。



# 【主な質疑】

質問:事業に対する交付金について、180万円を基本額とされているが、算定の基礎はどう いったものか。

回答: 平成20年当時に設定されたものであり、当時の担当職員がいないことから明確ではない。ただ、コミュニティ組織を運営していく上で必要とされる金額を基本額として算定されたと思われる。当時と比較すると少しずつ減額されているようである。

質問:コミュニティ事業が年間2事業とされているのは、単に予算の関係からか。また、 複数の提案があった場合の優先順位の決定はどのようにされているのか。

回答: 当然、予算の関係もある。また、最近では提案そのものの件数が挙がってこない状況にある。事業の提出期間を決め、企画書を提出、その上で選定会議を開催し決定に至る。ただし偏りを避けるため、同一コミュニティからの提案を2年連続で行うことはない。

質問:各コミュニティに対し、定額の交付金をされているが、どのコミュニティも積極に 取組まれるようになった要素はあるのか。市職員が関与しているのか。

回答:各コミュニティが情報を共有、交換することで、事業に対する一定の形ができている。市職員の関与はなく、あくまで情報共有に委ねる形となっている。

質問:組織作りは各自治連、自治会の中から選抜されてコミュニティの役員になられるのか。

回答:そうだと思われる。事業を発展させるため、事務局を作られるところもある。

質問:大きな課題を抱えているコミュニティはあるか。

回答:基本的にはないといえる。コミュニティに対して行政側から課題を投げかけること もない。

質問:事業委託金は40万円を上限とされているが、超えた場合の措置は。

回答:40万円までは全額支給するが、オーバーした分についてはコミュニティの負担となる。

#### 【 所 感】

知多市における今回の「コミュニティ活性化事業」は、事業開始後 10 年以上が経過した こともあり、現状分析を踏まえつつ、再検討の時期に達しているとのことであった。

コミュニティから事業提案を受け、年間2事業を実施されており、年間の支給額を含め、 多額の予算が必要になっており、財政負担も大きいのではないかと思われる。現在、多くの 市において、人口減少に伴い財政難が課題とされているところであることから、一定、事業の見直しが必要になってきているのではないかと思われるところである。

地域の住民の自主的な参加及び総意に基づいて、「地域をより快適に住みやすい環境に整えて行く」という考えは、住民同士の親睦がはかれ、地域活動の発展につながるものであることから、事業としては理想的である。ただ、生活形態の多様化により、人間関係が希薄となっている今日においては、柔軟な活動が求められることになってくるが、災害などによる共助を必要とする場面などにおいては、こうした日常の活動を通したコミュニティ機能が重要なものとなってくるのも確かなことである。

(了)